

令和3年8月6日

学生各位  
(学部生、大学院生)

長崎県立大学  
学長 木村 務

### 新型コロナウイルス感染症にかかる大学の対応について

長崎県においては、直近の感染状況を踏まえ、県全体の感染段階をステージ4に引き上げるとともに、特別警戒警報を発令しました。

新規感染者数は県外・飲食関連事例が約8割を占めており、デルタ株(変異株)の影響等により、全国的に感染拡大のスピードが極めて速く、本県においても今後さらなる感染拡大が予想されることから、来県者や飲食の機会が増えるお盆の時期を迎えるに当たり、人々との接触機会を低減するための対策を集中的に講じることが必要であることから、長崎県の対応方針が示されました。

学生の皆さんは、これから夏季休業期間(8月10日～9月30日)となりますが、以下の事項を十分に理解し、人々との接触を可能な限り減らし健康管理に細心の注意を払うとともに、これまで以上に感染防止の徹底に努めてください。

#### 1. 外出自粛について

不要不急の外出を自粛してください。

#### 2. サークル活動等について

当面の間、サークル活動(個別のオンラインによる活動を除く)及びボランティア活動については禁止します。

#### 3. 飲食店等の利用について

(1) 会食(飲酒を伴わない場合を含む)は感染リスクが高いことから、以下の点に留意してください。

- ・ 普段一緒にいる家族以外との会食を控えること
- ・ 以下の感染防止対策を一層徹底すること

① アクリル板の設置や十分な座席間隔の確保など、感染防止対策が徹底された店

舗であるかの事前確認

②テーブルの分散化

③席の移動や密着、大声での会話を避ける

④お酌・返杯・食器類の共有は避ける

⑤飲食中でも会話をするときには必ずマスク（変異株の感染防御の観点から可能な限り不織布マスク）を着用

(2) 飲食店等における飲食中においても、会話をするときにはマスク（変異株の感染防御の観点から可能な限り不織布マスク）の着用を徹底してください。

4. 県外への移動等について

(1) 県外、特に感染拡大地域との不要不急の往来は自粛してください。

※感染拡大地域とは、R3年8月5日現在次の地域（8日追加予定を含む。変更があった場合は変更後の地域）をいう。

- ・緊急事態措置地域：東京都、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
- ・まん延防止等重点措置地域：福岡県、北海道、石川県、兵庫県、京都府
- 追加予定：熊本県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県

(2) やむを得ない理由で県外へ移動した学生は、会食などのリスクの高い行動は控えてください。また、県外から県内に移動した学生は、移動後、2週間は他者への感染防止対策（会食や接触を控える等）を徹底するとともに、毎日、健康管理チャットサービス（以下「N-CHAT」という）（別紙1）にアクセスし、体調管理を徹底してください。

(3) やむを得ない理由で感染拡大地域へ移動する場合は、事前に県外移動届（<https://forms.gle/PPGpv86PrNXU5VNF9>）に入力し、学生支援課へ届出を行ってください。また、感染拡大地域においては、人との接触の機会を可能な限り減らし、会食などのリスクの高い行動は避けてください。

(4) 感染拡大地域から県内に移動した学生は、県内に移動後、2週間は自宅待機とし、他者への感染防止対策（会食や接触を避ける等）を徹底するとともに、毎日、「N-CHAT」にアクセスし、体調管理を徹底してください。なお、県内に移動2日前から当日までに検査（PCR検査又は抗原定量検査）を受け陰性であった場合は、2週間の自宅待機期間は省略できるものとします。この場合、学生支援課に証明書等を提出してください。

(5) 他県に居住の家族等へ、不要不急の来県は極力控えるよう呼び掛けてください。

## 5. 日常生活における感染防止対策について

- (1) マスク（変異株の感染防御の観点から可能な限り不織布マスク）を着用するとともに、手洗い・手指消毒を徹底し、対面や大声での会話、三密を回避するなど、「新しい生活様式」を実践するとともに、「感染リスクが高まる『5つの場面』（別紙2）」に十分注意してください。またドアノブ等の共有部分に接触した際は、こまめな消毒に努めてください。
- (2) 健康管理チャットサービス「N-CHAT」を活用し、毎日の健康管理を行ってください。
- (3) いつ・どこでも感染の可能性があるとの認識のもと、家庭内でも具合が悪い方がいる場合はマスク（変異株の感染防御の観点から可能な限り不織布マスク）を着用してください。
- (4) 学生などの若者には、感染しても症状が出にくい特徴があり、気付かないうちに他の人にうつす可能性があることを自覚し、三密が起り得る場所への出入りを避けるなど、慎重に行動してください。また添付の「行動記録表（別紙3）」を参考に、自分の行動をできるだけ詳細に記録するよう努めてください。
- (5) 特に、高齢者等との接触の際には、感染防止に最大限の注意を払ってください。

## 6. 日常生活で体調に異常を感じた場合等の対応

### ○ 発熱（37.5℃以上）や※風邪などの症状がある場合

直ちに保健室（休校日は大学の代表電話）に連絡するとともに、他人との接触を避け、外出を控えてください。

医療機関を受診の際は、事前に医療機関へ電話連絡をした上で受診してください。

※風邪などの症状とは：（咳、息苦しさ、関節筋肉痛、体のだるさ、喉の痛み、下痢、味覚異常、嗅覚異常など）

佐世保校保健室 TEL 0956-47-2242 E-mail k-hoken@sun.ac.jp

シーボルト校保健室 TEL 095-813-5737 E-mail s-hoken@sun.ac.jp

土日・祝祭日などの休校日については、大学の代表電話に連絡してください。

佐世保校代表 TEL 0956-47-2191

シーボルト校代表 TEL 095-813-5500

## 7. 新型コロナウイルス感染者と判明した場合や濃厚接触者または、接触者となった場合等の対応

- (1) 新型コロナウイルス感染者と判明または濃厚接触者に指定された場合  
直ちに保健室（休校日は大学の代表電話）に連絡するとともに、他人との接触を避け、外出を控えてください。  
なお、症状がない場合も必ず連絡してください。

(2) 接触者となった場合

保健所から接触者に指定された場合や、家族・アルバイト先の同僚などに感染者又は、濃厚接触者が判明した場合には、直ちに保健室（休校日は大学の代表電話）に連絡するとともに、他人との接触を避け、外出を控えてください。

なお、症状がない場合も必ず連絡してください。

8. 発熱等の症状がある場合の医療機関紹介の相談窓口について

かかりつけの医療機関がない方、夜間・休日に受診可能な医療機関を探している方は、県の受診・相談センターに相談してください。（県内全域の診療・検査医療機関を紹介）

【長崎県受診・相談センター】

電話番号 0120-071-126

相談日時 土日祝日含む24時間

9. 自主的なPCR検査の実施等に関する相談窓口について

自主的なPCR検査の実施等に関する相談窓口が各地域の薬局に設置されているので、必要に応じて利用してください。

※対象となる薬局は適宜長崎県のHPで公開中

10. 精神的なストレスを抱えている学生の相談窓口について

公認心理師等による学生相談を行っていますので、各校の保健室に相談してください。

11. 誹謗中傷対策について

差別や誹謗中傷等は、厳に慎むようお願いします。誹謗中傷を受けた方は、県の専門相談窓口にご相談するとともに、保健室にも連絡してください。

【長崎県新型コロナウイルス関連人権相談窓口】

電話番号 095-894-3184

相談日時 毎週月～金曜日（祝日を除く）

午前9時～午後5時45分（水曜日は午後8時まで）

## 12. その他

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、再度規制を強化するための通知を行う場合がありますので、注意してください。

また、PCR検査やワクチンの優先接種など、新型コロナウイルス感染症に関連した新手法の詐欺も発生しておりますので、注意してください。